

# 『保険型データ復元サービス』 申込兼登録用紙

申込日 年 月 日

保険型データ復元サービスは、株式会社アドワースワークス データ復元センターが提供する月々980円（※1）で受けることのできる、新しいデータ復元サービスです。データ復元のプロだから出来る、全て自社内作業だから出来る安心保険型データ復元サービスです。（※1） HDD1台あたりの料金となります。

<p><b>特長</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ データ復元サービスが何度でもご利用いただけます。</li> <li>■ 論理的な消去や、異音がするなどの物理障害に対応いたします。</li> <li>■ 定額方式なので、障害状況や容量による追加料金は原則的にありません。</li> </ul> <p><b>対応製品</b> デスクトップPC / ノートブックPC / サーバ・ワークステーション / 外付けHDD / LAN接続HDD ※HDD1台あたりの契約となります。</p>	<p><b>サービス内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障害HDDからのデータ復元</li> <li>■ 復元データはCD/DVDなどのメディアに保存・返送</li> <li>■ HDD交換・リカバリ作業まで承ります（別途費用）</li> </ul>
---	---

お申込みにあたり必ず注意事項及び規約（裏面）をお読みのうえ太枠内のご記入をお願いいたします。

■ 契約HDD情報													
メーカー		型番											
シリアル製造番号		合計	台										
備考													
■ お客様情報													
住所	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>												
フリガナ		フリガナ											
会社名		部署名											
フリガナ		TEL											
氏名		FAX											
E-mail													
支払方法	銀行引落とし（自動）となります。別途自動引落用紙へご記入をお願い致します。												

## ■ 申込からサービス開始までの流れ



## 注意事項

- 障害状況、ハードディスクの状態によっては、データ復元出来ない場合があります。復元出来ない場合の補償および返金は一切出来ませんのでご了承ください。  
※ データ記録面への致命的なダメージ、データ完全上書・消去、分解済み、その他当社が復元困難と判断した場合
- 作業に掛かる日数は診断後に当社よりご連絡いたします。原則的に日数の指定は出来ませんのでご了承ください。
- 交換HDD代金およびリカバリディスクやその他ソフトウェア代は別途費用となります。



パソコントラブル・パソコンサポート・データ復旧・データ復元

☎ 0120-49-3950

データ復元センター ホームページ  
http://www.addww.co.jp

アドワースワークス

検索



株式会社 アドワースワークス  
ADD WORTH WORKS corporation  
〒983-0045  
宮城県仙台市宮城野区宮城野2-13-32  
TEL : 022-796-3950  
FAX : 022-796-3640

# 保険型データ復元サービス規約

## 第1条 サービスの提供及び内容

保険型データ復元サービス（以下「本サービス」という）とはご契約者（以下「甲」という）が株式会社アドワークス（以下「乙」という）へサービス利用の対価を毎月支払うことにより、契約対象ハードディスク（以下「契約HDD」という）のデータ復元サービスを無償にて受けることが出来るサービスである。

## 第2条 加入条件

- 1.本サービスは契約HDD(搭載機器及び筐体を含む)が正常な動作状態にあることを本サービス提供の前提とする。
- 2.本サービスの契約HDD以外のハードウェア、ソフトウェア又はネットワークの問題に関するサービス対応は含まれない。

## 第3条 利用期間

本サービスの有効期間は登録から2年間とし、期間満了日の3ヵ月前に甲から解約の申し出がない場合には、引き続き2年間登録を更新したものとみなし、その後も同様とする。

## 第4条 機密情報

- 1.機密情報とは甲が乙に依頼するデータ復元の作業において知りえたハードディスク内の個人情報、技術情報、営業機密、ノウハウ、顧客情報、他に開示されれば甲の損失となる技術上、営業上の情報であって、本サービスの提供期間中に甲が乙に機密である旨明示した情報をいう。
- 2.前項の規定に関わらず、以下各号の情報については機密情報に該当しないものとする。
  - (1) 既に公知、公用の情報
  - (2) 第三者から正当に入手した情報
  - (3) 乙が依頼前より自ら所有している情報
  - (4) 甲乙が本件機密情報から除かれることを相互に確認した情報

## 第5条 機密情報の管理および義務

- 1.乙は本件機密情報の管理について、取扱い責任者を定め厳重に管理する。
- 2.乙はデータ復元作業に携わる各々の従業員に対して、機密情報が機密を保持すべき事項であることを明示するとともに、それぞれ自己が機密保持の義務を負うものとする。

## 第6条 機密情報の消去

乙はデータ復元作業にて復元した情報を甲へ納品後、10日間の保証期間後または甲より要求があった場合には直ちに消去するものとする。

## 第7条 賠償責任

乙は甲よりデータ復元サービスを受ける際に預った契約HDDを地震、噴火、津波、台風、洪水などの天災により損害を被った場合は、その賠償責任を負うものとする。ただし、賠償の総計はお預かり契約HDD自体の費用のみ賠償する。

## 第8条 ご契約者の責任

- 1.甲は、乙が契約HDDのデータ復元に必要と判断する診断作業及び物理的開封・分解処置の権限を乙に許可する。また診断期間中（開封・分解処置含む）とその前後にわたり障害の悪化・停止・変化について乙には一切の責任を負わせないことに同意する。
- 2.本サービスは契約HDDの障害発生後、状態によってはデータ復元出来ない場合があり、100%のデータ復旧・復元を保証・確約するサービスではない事とし、またその場合の補償及び返金請求は一切しないものとする。

## 第9条 専属的合意管轄裁判所

本サービスについて訴訟の必要が生じた場合には、仙台簡易裁判所又は仙台地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

## 第10条 その他

本サービスに関して疑義が生じた場合には、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとする。